

するか、③ 一方的な審査を開始するか、または④ 提案された取引の審査を完了したことを通知すること、のいずれかを行うこととされている。そのため、詳細な届出の方法よりも、④の結果により、短期間で投資行為を完了できる可能性があるというメリットがある。ただし、実務上は、この簡易申告を行った場合には、はじめから届出をするよりもかえってトータル審査時間が長くなる例もあるため、手続の選択には、個別投資内容に応じた検討が必要となる。

このように国家安全保障の観点から投資規制を強化する流れは、米国に限らず、EU、日本を含む諸国にも波及しつつあるため、特にグローバルなデータM&Aにおいては、各国の投資規制もフォローしておく必要がある。

野呂 悠登(のろ・ゆうと)  
TMI総合法律事務所  
弁護士  
2014年弁護士登録。個人情報保護委員会事務局に外向。法令解釈やデータ利活用に関する業務を担当。弁護士事務所へ復帰後、個人情報保護法、プライバシー、知的財産権に関する業務を主に取り扱う。近時の主著として、『個人情報管理ハンドブック(第4版)』(共著、商事法務、2018年)等がある。

花本 浩一郎(はなもと・こういちろう)  
TMI総合法律事務所  
弁護士・ニューヨーク州弁護士  
2011年から2014年まで公正取引委員会勤務。独禁法(カルテル、企業結合)、海外競争法を主に取り扱う。近時の主著として、『IoT・AIビジネスに関するデータ保護と独禁法上の留意点』BUSINESS LAW JOURNAL(2018)(共著)等がある。

上野 一英(うえの・かずひで)  
TMI総合法律事務所  
弁護士  
2009年同法律事務所入所。2015年6月から2017年8月まで、経済産業省通商政策局通商機構部に出向し、日本国を代表した諸外国とのWTO紛争、TPP交渉等を担当。出向から復帰後は、さまざまな貿易・投資上の規制、関税、国際的な不正調査・紛争対応等を主たる業務分野とする。2017年より、国際商工会議所(ICC)通商・投資政策委員会メンバー。

## 第2章

# 法令遵守状況だけでなくデータ取引契約にも注意 データM&Aに特有の法務 デューデリジエンスの検討事項

TMI総合法律事務所  
弁護士

野呂 悠登

TMI総合法律事務所  
弁護士

永田 幸洋  
吉岡 博之

### この章のエッセンス

●データM&Aにおいて最重要と考えられる個人情報保護法については、取り扱うデータの種類に応じた検討が必要になる。また、GDPRについては適用の具体的な有無を含めて検討する。

●データは法令上の保護を受けられる可能性があり、法務DDにおいて

ては、目的としているデータが保護のための要件を充足するかなどについて検討が必要となる。

●目的とするデータについて、対象会社が第三者との間で契約を締結している場合、買収後に想定どおりデータが利用できるかといった観点から、慎重に契約を検討する必要がある。

本章では、M&Aの際に一般的に行われる法務デューデリジエンス(以下、「法務DD」という)の検討事項のうち、データM&Aの際に特に重要となる検討項目について、最も重要であると考えられる個人情報保護法・GDPRを中心に解説する。